

静岡県告示第300号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年4月3日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月3日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
三島富士線	沼津市井出字矢取690番の2から 沼津市平沼字荒須465番の4まで	令和2年4月3日

=====

静岡県告示第301号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年4月3日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月3日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
焼津森線	藤枝市上当間880番から 藤枝市下当間651番まで	令和2年4月3日